

## 廿日市市介護予防・日常生活支援総合事業に係るQ

令和8年 7 月 14日作成

| 番号 | 分類                 | 質問                                                                                          | 回答                                                                                                                                      |
|----|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 通所型サービス<br>訪問型サービス | 要支援2の人が月途中で、週1回から週2回に変更になった場合どのような対応になるのか。                                                  | 利用者都合による月途中の利用回数の変更は、月額包括報酬の報酬区分を変更せず、計画上の報酬区分で算定する。<br>ただし、利用者の心身の状態変化により月途中でサービス利用回数を変更する必要がある場合は、当月は単位数が高い報酬区分で算定する。                 |
| 2  | 通所型サービス<br>訪問型サービス | 週2回利用している人が体調不良で休まれた場合はどうなるのか。                                                              | 体調不良で休まれた場合は、サービスプランの変更がない限り週2回の月額請求となる。                                                                                                |
| 3  | 通所型サービス<br>訪問型サービス | 要支援認定を受け、廿日市市の総合事業を利用していた方が、退院後、住所は廿日市市のまま県外の娘宅で療養することとなった。療養期間中に娘宅周辺の事業所で総合事業を利用することはできるか。 | 総合事業（訪問型サービス・通所型サービス）は、市町村が指定した事業所で実施されるため、滞在先市町村において住所地市町村の指定を受けた事業所がない場合は利用できない。<br>利用を希望する場合は、住所地の地域包括支援センターへ事前に利用の可否や代替手段について相談をする。 |
| 4  | 通所型サービス            | 半日デイ（4時間未満）を送迎なしで利用している人で、自己都合で利用が2時間程度となっている。その場合、短時間デイ（2時間以上3時間未満）での請求となるのか。              | 所要時間は、現に要した時間ではなく、計画に位置づけられたサービス事業所が指定申請で記載しているサービス提供時間のため本人の都合で2時間の利用であっても4時間未満として半日デイ（4時間未満）での請求となる。                                  |
| 5  | 通所型サービス            | 要支援1の利用者が、月途中（たとえば7月12日）に区分変更を要介護1となった。請求はどうなるのか。                                           | 7月11日までを要支援1のサービス日割り請求。12日からは要介護1の利用回数で単価で請求する。                                                                                         |
| 6  | 通所型サービス            | 送迎未実施減算の上限は決まっているのか。                                                                        | 週1回利用の方は、376単位（最大8回）、週2回利用の方は、752単位（最大16回）を限度としの算定となる。                                                                                  |
| 7  | 通所型サービス            | ケアプランでは、通所型サービスを実施する予定だったが、利用者の体調不良等で欠席し、サービス利用がなかった場合は、送迎未実施減算の対象となるのか。                    | 通所型サービス自体の提供が行われていない場合は、送迎減算は適用されない。                                                                                                    |
| 8  | 通所型サービス            | 通所型サービスの利用がケアプラン上に位置づけられた日に、通所型サービスの提供は行われたが、送迎を行わなかった。（予定していた送迎が中止となった場合を含む）               | 通所型サービス提供日に利用者の居宅と事業所間の送迎が行われていないため、送迎減算の適用となる。                                                                                         |

|    |         |                                                                   |                                                                                                                                                                          |
|----|---------|-------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 9  | 通所型サービス | 自宅と事業所が同一建物ではないが、事業所の職員が歩いて利用者に付き添って自宅から事業所まで送り迎えしている場合には減算になるのか。 | 徒歩での送迎は「送迎あり」として。送迎減算は適用されない。                                                                                                                                            |
| 10 | 通所型サービス | 利用者宅へ迎えに行ったが、利用者や家族等の都合で結果的に利用者の家族が、事業所まで利用者を送った場合は、減算の対象となるのか。   | 利用者は実際に送迎車に乗っていないため「送迎を実施しなかった」として送迎減算の対象となる。                                                                                                                            |
| 11 | 通所型サービス | 事業所から利用者の居宅以外の場所（例えば、親族の家等）へ送迎した場合、送迎減算を適用しないことは可能か               | 利用者の送迎については、利用者の居宅と事業所間の送迎を原則とするが、利用者の居住実態がある場所において、事業所のサービス提供範囲等運営上支障がなく、あらかじめプランに位置づけ、利用者と利用者家族それぞれの同意が得られている場合は、送迎減算は適用されない。                                          |
| 12 | 訪問型サービス | 生活援助型訪問サービス（訪問A）はどのようなサービスなのか。                                    | 廿日市市では、「共に行う支援」であっても、家事援助（調理、掃除、洗濯、衣類の整理）や身体に触れない見守りを目的とした支援については、生活援助型訪問サービス（訪問A）として取り扱う。                                                                               |
| 13 | 訪問型サービス | 訪問型サービス（従前相当）で身体（利用者の）に直接触れないと行えないサービスがある人などについてはどのような対応になるのか。    | 利用者の身体に直接触れなければ行えない身体介護が必要な場合は、訪問型サービス（従前相当）の対象となる。利用者の状態や必要な支援内容をアセスメントした上で、ケアプランに位置付け、サービス担当者会議で必要と判断された場合は、ケアプランとサービス担当者会議録（理由や具体的支援の内容を記述）の写しを高齢介護課へ提出する。※更新ごとに提出する。 |
| 14 | 訪問型サービス | 被爆者手帳所持者の訪問型サービスの取り扱いはどうになるのか。                                    | 令和8年4月からは、「被爆者訪問介護利用助成受給者証」の有無にかかわらず、利用者の状態や必要な支援内容に応じたサービスをケアプランに位置付け、そのサービスに対応したサービスコードで請求する。                                                                          |
| 15 | 訪問型サービス | 特別食など調理などを行っている生活援助は、訪問型サービス（従前相当）になるのか。                          | 身体に直接触れない援助については、原則、生活援助型訪問サービス（訪問A）になるが、医師の発行する食事箋に基づき提供される食事のように専門的な支援が必要とサービス担当者会議で判断された場合は、訪問型サービス（従前相当）で実施となる。提出書類は、番号13と同様である。                                     |

|    |         |                                                                               |                                                                                                                                         |
|----|---------|-------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 16 | 訪問型サービス | 月の利用の中で入浴支援と掃除支援と分けている場合はどうなるのか。                                              | 月1回でも入浴時に身体介護があれば、訪問型サービス（従前相当）で実施となる。                                                                                                  |
| 17 | 訪問型サービス | 同居の場合、生活援助型訪問サービスは不可か。                                                        | 介護予防訪問介護の基準に準じている。生活援助型訪問サービス利用については、利用者が一人暮らしであるかまたは、家族等が障がい、疾病等のため利用者や家族等が家事を行うことが困難な場合や障がい、疾病がない場合にあっては同様のやむを得ない事情により家事が困難な場合となっている。 |
| 18 | 訪問型サービス | プランに入浴介助（身体介護が必要）があるが、本人の希望や拒否からできたりできなかったりする場合は、生活援助型訪問サービス（訪問A）になるのか。       | ケアプランに身体介護が必要な入浴の介助がある場合は、本人の体調や希望でできないことがあっても訪問型サービス（従前相当）での対応となる。サービス利用困難が続けば必要に応じてプランの見直しが必要である。                                     |
| 19 | 訪問型サービス | 服薬介助確認については訪問型サービス（従前相当）になるのか。                                                | 廿日市市では、身体に直接触れて行う服薬介助は、訪問型サービス（従前相当）の対象となる。一方、服薬の確認や声かけなど、身体に直接触れない支援は、生活援助型訪問サービス（訪問A）となる。                                             |
| 20 | 訪問型サービス | プランは生活援助型訪問サービス（訪問A）だが緊急や退院後などで身体介護を行った場合についてはどうなるのか。                         | サービスプランに準ずる請求となる。退院後で身体介護が必要な場合はプランの変更を行う必要がある。提出書類は、番号13と同様である。                                                                        |
| 21 | 訪問型サービス | 生活援助型訪問サービス（訪問A）でサービス提供時間が決まった時間がないため1時間や45分など変更可能か。                          | サービスの提供時間については、概ね45分程度である。しかし利用者の心身の状態や支援内容により、サービス担当者会議等で、必要性の確認をされた場合は、1時間程度のサービス提供になることもある。                                          |
| 22 | 訪問型サービス | 2泊3日で高齢者共同住宅でに体験利用をした際、以前から生活援助型訪問サービス（訪問A）を利用しているので、居宅として体験利用中もサービスが利用できるのか。 | 体験利用では、住まいの本拠地として認められない。本来のサービスは、その人の状況や環境をアセスメントしてプランをたてて提供されるため一時的な変更に対応することはできない。                                                    |
| 23 | 訪問型サービス | 朝、夜加算はあるのか。                                                                   | 廿日市市の総合事業においては、早朝・夜間加算は設定していない。このため、サービスを早朝又は夜間に提供した場合であっても、早朝・夜間加算は算定できない。                                                             |

|    |           |                                                                        |                                                                                                               |
|----|-----------|------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 24 | 訪問型サービス   | あらかじめサービス利用回数の変更が見込まれる場合、月途中で月額包括報酬から回数算定へ変更することはできるのか。                | サービス利用回数があらかじめ分かっている場合は、前月にケアプラン及びサービス提供票で報酬区分（月額包括報酬又は回数算定）を決定しておく。なお、月途中で利用回数が変更となっても、その月の報酬区分を変更することはできない。 |
| 25 | 短期集中型サービス | サービス利用期間中に状態の変化等がみられた場合も３ヶ月間のサービスを継続するのか。                              | 担当専門職とサービス継続・中止等について相談し、その旨を高齢介護課へ報告する必要がある。                                                                  |
| 26 | 短期集中型サービス | １３回目支援時、初回加算は算定できるのか。                                                  | 廿日市市の短期集中型訪問サービスは１２回終了３ヶ月後、専門職が介入し状態等の確認をする事があらかじめ設定されており、なおかつ支援は継続しているので、１３回目（３ヶ月後）に初回加算は算定できない。             |
| 27 | 委託連携加算    | ケアマネジャーが別事業所へ移籍した場合、委託連携加算は算定できるのか。                                    | ケアマネジャーが別事業所に移籍してからも担当を続ける場合、居宅介護事業所は変更となるため算定可能。                                                             |
| 28 | 委託連携加算    | 同じ事業所内でケアマネジャーが変更となった場合、委託連携加算は算定できるのか。                                | 居宅介護事業所の変更ではないため、算定不可。                                                                                        |
| 29 | 委託連携加算    | 市内で転居し、担当する地域包括支援センターが変更となった場合、委託連携加算は算定できるのか。                         | 変更となった地域包括支援センターと新たな契約や担当者会議が必要となるため、算定可能。                                                                    |
| 30 | 委託連携加算    | 一度委託連携加算を算定した利用者が、その後要介護認定又は非該当（自立）となり、再び要支援認定を受けた場合、委託連携加算は再度算定できるのか。 | 一度委託連携加算を算定した利用者であっても、その後要介護認定又は非該当となり、再び要支援認定を受けた場合は、委託連携加算の算定要件を満たしていれば、再度算定できる。                            |

|    |    |                                                          |                                                                                                                                                                                                                       |
|----|----|----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 31 | 全般 | 福祉用具とデイサービスを利用していたが、福祉用具だけの利用となった場合、担当者会議を開催する必要があるのか。   | デイサービスの終了に伴い福祉用具のみの利用となる場合でも、ケアプランの変更内容に応じて担当者会議の開催の可否を判断する。原則として介護保険サービスを新規に位置付ける場合や支援方針等に変更が生じる場合は担当者会議を開催する。ただし、変更内容が「軽微な変更」に該当する場合は、この限りではない。軽微な変更については番号33を参照する。                                                 |
| 32 | 全般 | 月途中で「要支援」から「要介護」に区分変更となった場合、ケアマネジメント費の算定はどのように請求したらいいのか。 | 月途中で「要支援」から「要介護」へ変更された場合、月末時点の担当事業者がその月の要介護度に応じた報酬を算定する。月途中で事業者の変更がある場合は変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定をする。ただし月途中で利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定ができる。要介護でのサービス利用がない場合は、要支援で担当していた事業者が請求する。参照：令和6年3月28日 月額包括報酬の日割り請求にかかる適用 |
| 33 | 全般 | 軽微な変更について利用者の状態の変化がみられないものとはどういったものを言うのか。                | 介護保険最新情報V o l 1 2 1 3（令和6年3月15日）別添：居宅介護支援・介護予防支援・サービス担当者会議・介護支援専門員に係る項目及び項目に対する取扱いに記載してある4ケアプランの軽微な変更の内容について（サービス担当者会議）の「利用者の状態に大きな変化が見られない」の取扱いを参照。                                                                  |
| 34 | 全般 | 事業対象者の区分限度額は、要支援1の限度額が基準になっているが場合によっては要支援2相当まで支給できるのか。   | 事業対象者の区分支給限度基準額は、要支援1相当である。利用者の状態や必要なサービス量をアセスメントした結果、要支援1相当を超えるサービスが必要と考えられる場合は、介護予防サービスの利用も含め、介護認定の新規申請を検討する。                                                                                                       |
| 35 | 全般 | 要支援だった人が非該当になった場合、利用終了となるのか。そのまま継続できるのか。                 | 要支援認定を受けていた方が更新申請の結果、非該当となった場合は、サービス利用は終了となる。ただし、基本チェックリストを実施した結果、事業対象者に該当し、介護予防ケアマネジメントにより総合事業のサービス利用が必要と判断された場合は、事業対象者として総合事業（要支援1相当の範囲）のサービスを利用できる。                                                                |

※日割り請求にかかる適用については、別紙をご参照ください。

※本Q & Aは、国の通知等を踏まえ、廿日市市における現時点の取扱いを整理したものです。今後、国の制度改正や通知・Q & Aの発出または市の運用見直しにより、内容を変更する場合があります。